

生産性の向上と 担い手の育成を支援

中朝日地区・福島県経営体育成 基盤整備事業(面的集積型)

町では農業の発展と食料の安定供給を目的に、「福島県経営体育成基盤整備事業(面的集積型)」を行い、中朝日(上福井・黒谷)地区の圃場を整備します。併せて、規模拡大を目指す農家に農地の集積を図り、担い手の育成や支援を推進していきます。

本事業は、「担い手の育成」と「農地の集積」を目的に圃場を整備しますので、整備後の対象地区の農業経営を、どのようなスタイルにし持続的に営農するかが重要になります。

面工事や換地などのハード事業は平成22年度から27年度まで行い、その後もソフト事業として「経営体の育成」や「経営体への農地集積」を進めていき、対象地区の安定的な農業経営が確立される目標の時期を平成31年度と定めています。

平成31年度までの間には、「福島県経営体育成促進事業(面的集積型)」を継続的に行い、地域の営農体制を構築させるため、①指導事業、②調査・調整事業、③高度経営体面的集積促進事業の3事業をセットで行います。各事業の概要は次のとおりです。

① 指導事業

福島県が、只見町に対し、指導助言や啓発普及活動を行います。

② 調査・調整事業

土地利用調整活動として次の事業を行います。

- ▽関係農家の意向調査
- ▽土地利用を図るための調整活動
- ▽農地流動化についての関係機関との調整活動
- ▽農業用機械の利用再編に関する活動
- ▽普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動
- ▽その他農用地流動化に関する調査・調整活動

③ 高度経営体面的集積促進事業

認定農業者などの担い手(高度経営体)に農地を集積した実績により集積向上率を算出、向上率により、設定された助成割合を圃場整備事業費に乗じて出た「促進費」が福島県から只見町に交付される事業で、向上率アップのための取り組みを行なっていくきます。

*面的集積とは？

担い手(高度経営体)の「経営等農用地面積」のうち、1ha以上のまとまりをもって団地化されている面積をいいます。

*経営等農用地面積とは？

担い手(高度経営体)が、次の権利関係に基づいて農業経営を行なっている農用地面積のことです。

- ①所有権
- ②使用収益権(農業経営基盤強化法による利用権、農地法による賃借権)
- ③基幹圃場3作業以上受託契約による経営(同一農地での基幹3作業以上受託契約)

本事業を行うことにより、経営規模の拡大を目指す地域の担い手農業経営者に農地が集積され目標に応じた、集約的で合理的な経営計画の実行が可能となります。また、確実に農地の利活用が行われ、遊休農地の解消や水環境の保全にも大きな効果が表れるものと考えます。

事業の円滑な進行に町民皆様のご協力をお願いいたします。

中朝日地区・ 基盤整備事業実施区画図

(網かけ部分が対象農地です。)



全体事業費

中朝日地区の圃場整備事業にかかる工事費の内訳は下表のとおりです。
平成22年度から27年度までのトータルの金額です。

■整備費 4億6800万円

■総面積 32.8ha

| 工事名 | 金額(千円) |
|-------|---------|
| 整地工 | 90,435 |
| 道路工 | 62,569 |
| 用水路工 | 65,058 |
| 排水路工 | 89,861 |
| 客土工 | 35,789 |
| 測量試験費 | 62,573 |
| 補償費 | 14,427 |
| 換地経費 | 37,398 |
| 工事雑費 | 9,890 |
| 合計 | 468,000 |



▲基盤整備事業が実施される上福井地区の現在の農地